

小牧岩倉衛生組合環境センターごみ処理施設更新に係る
環境影響評価方法書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、事業計画、工事計画等をより具体化した上で、より確実性の高い予測及び評価を実施し、その結果をもって事業計画、環境への配慮事項、環境保全措置等の検討へ適切に反映すること。
- (2) ごみ焼却施設の処理方式については、3通りの案の中から稼働実績、処理性能、維持管理性、安全性、環境保全性、生活環境への影響等を勘案して決定しているが、循環型社会及び低炭素社会の実現に向け、スラグやメタル等の再生資源やエネルギーの有効利用の観点も十分勘案し検討すること。また、その比較検討の経緯及び内容を分かりやすく示すこと。
- (3) 新たなごみ処理施設について、ごみ排出量の推計等を踏まえた処理能力の算定方法及び既存施設からの改良点を分かりやすく示すこと。
- (4) 本事業計画において、既存の施設の撤去又は廃棄が予定されている場合には、その影響を適切に把握するよう調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 工事計画の検討に当たっては、事業実施区域南東に複数の老人福祉施設等があるため、低公害型建設機械の採用や、これらの施設を避けた工事用車両の運行ルートの設定など、適切な配慮を行うこと。
- (6) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合などにおいては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質

ばい煙の排出による大気質への影響については、事業実施区域周辺の風向・風速が北側の山地による影響を受けていると考えられることから、当該地域の風向・風速を十分調査した上で予測を行うこと。特に、当該山地によるダウンドラフトについては、風の乱れや逆風が起こる可能性がある山地の高さ付近までの上層風をより密な間隔で調査すること。

3 低周波音

低周波音の調査地点については、事業実施区域南東における老人福祉施設等の周辺において追加設定すること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 事業実施区域近傍には水生生物の生息環境が存在するため、環境影響を受けるおそれがある地域において、魚類、底生動物の調査以外に淡水貝類の調査を行うこと。また、底生動物については、多くの種が羽化する前である早春期にも調査時期を設定すること。
- (2) 事業実施区域近傍まで山地が迫り、近傍において猛禽類の飛翔が見られることから、鳥類の調査以外に、猛禽類の種の識別、飛翔状況等の調査を行うこと。
- (3) 事業実施区域北側にあるコモウセンゴケ群落周辺においては、湧水湿地の植物を適切に把握するよう調査すること。また、植物へのばい煙の排出による影響の有無について、植生及び植物相等の調査に際し、現地確認及び聞き取り調査等により把握すること。

5 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

- (1) 景観については、事業実施区域周辺において新たなごみ処理施設を視認できる地域を示した上で、近景及び遠景の眺望点を適切に設定すること。また、景観に係る調査期間等については、工作物の存在による影響を適切に予測及び評価するため、四季各季に調査時期を設定すること。
- (2) 人と自然との触れ合い活動の場については、事業実施区域近傍にふれあいの森等が存在することから、利用状況を適切に把握するよう四季各季の平日及び休日に調査期間等を設定すること。

6 温室効果ガス

ごみ焼却余熱による発電については、より高い発電効率となるよう検討するとともに、周辺施設への余熱利用を積極的に検討すること。

7 その他

- (1) 調査、予測及び評価に当たっては、方法書に対する住民などの意見を十分に検討すること。
- (2) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、住民などに分かりやすいものとなるよう配慮すること。